

託送収支の新たな評価基準について

2017年12月20日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 昨年12月、東京電力・1 F 問題委員会報告書（「東電改革提言」）が取りまとめられ、東京電力は、福島第一原発（1 F）の廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染に必要な資金を捻出するため、非連続な経営改革が必要とされた。
- こうした中で、1 F の廃炉を着実に実施するため、本年5月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正され、東京電力は、毎年度、廃炉に必要な資金を原賠・廃炉機構に積み立てることとされた。
- また、廃炉に必要な資金を安定的に確保するため、本年10月に電気事業会計規則が改正され、送配電事業を営む東京電力パワーグリッド（東電 P G）は、送配電事業の合理化分を1 F の廃炉に充てられるようになった。
- 他方、これにより託送料金の値下げ機会が不当に損なわれ、東電 P G の託送料金が高止まりすることのないよう、東電 P G の託送収支の事後評価に際し、新たな評価基準を策定することとされている。
- このため、本日は、今後、新たな積立金制度の下で東京電力による原賠・廃炉機構への廃炉資金の積立てが行われるに先立ち、東電 P G の託送収支の新たな評価基準について御議論いただく。

1. 東京電力福島第一原発の廃炉のための 資金確保の仕組み

福島第一原発事故対応の費用負担

- 昨年12月に取りまとめられた東京電力・1 F 問題委員会報告書において、東京電力は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染に必要な資金を捻出するため、非連続な経営改革が必要とされた。

2016年 東電改革提言
参考資料3を一部加工

| 廃炉 8兆円 (うち東電負担8兆円) | 賠償 8兆円 (うち東電負担4兆円) | 除染 4兆円 (うち東電負担4兆円) |
|---|-------------------------|------------------------------|
| 年間0.5兆円の収益 | | 企業価値向上による株式売却益 |
| ○「管理型積立金制度」の下で、号機毎の工法が決まっていく中で、東電が作成する数年単位の計画に基づいて原賠機構が金額を精査・確認するというプロセスを繰り返す | ○東電が自ら捻出し、増額に見合った負担金を負担 | ○東電が腰を据えてより長い時間軸の中で抜本的な改革で対応 |

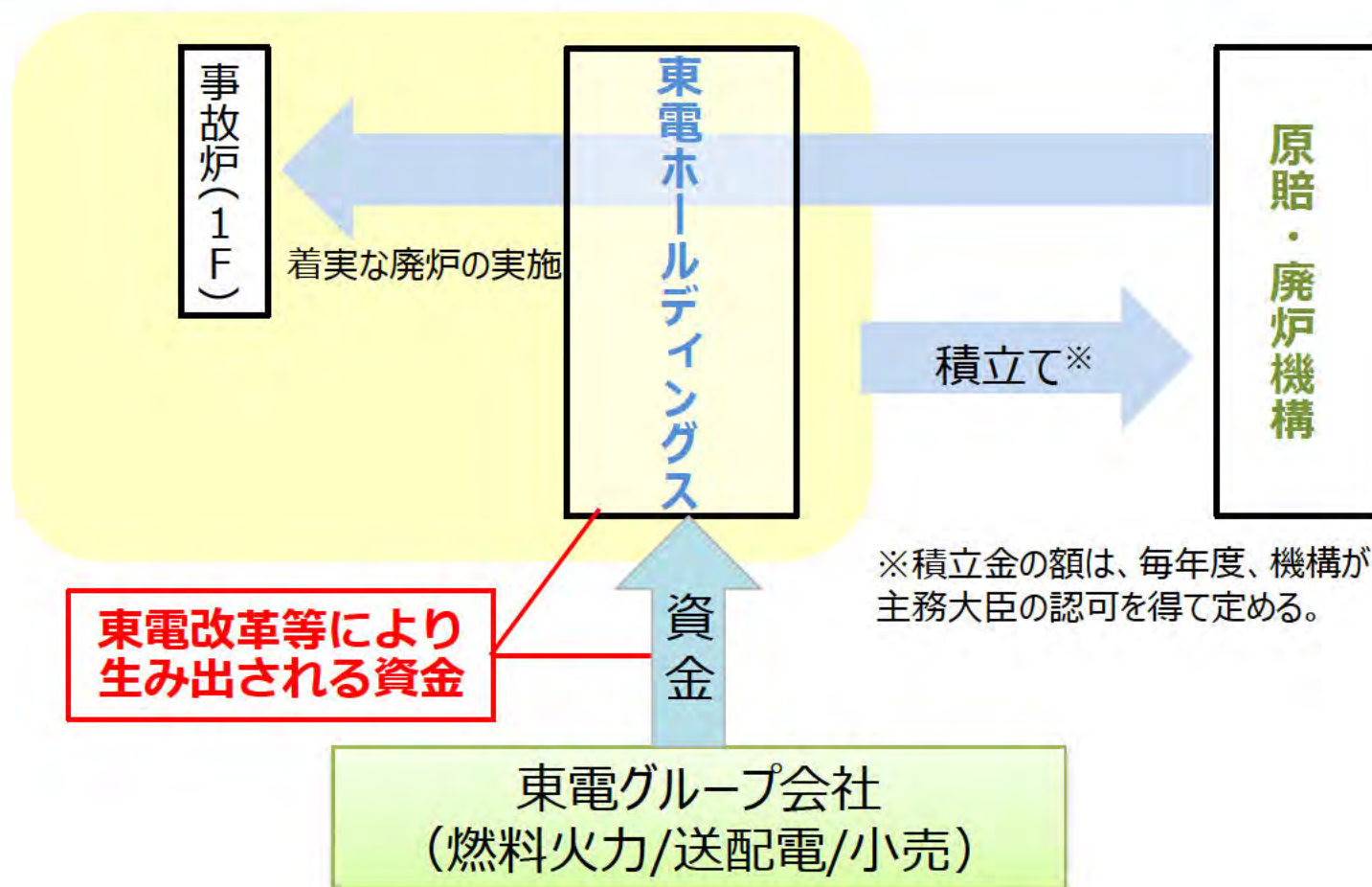
● 新々・総合特別事業計画（第3次計画）

1. (3)

- ④ 収益改善～東電委で示された約16兆円に増大した福島原子力事故関連の必要資金規模に対応するには、廃炉等積立金の積み増し分（毎年2,000億円程度を積み増していく想定）を含む年平均約3,000億円を廃炉のために捻出するなど、賠償・廃炉に関して年間約5,000億円を確保（2016年度実績約3,000億円）する。加えて、除染費用相当の機構出資に伴う利益の実現に向け、より長い時間軸で、更に年間4,500億円規模の利益創出も不可能ではない企業体力を確保する。

廃炉等積立金制度の概要

- 事故炉の廃炉の着実な実施を確保するため、本年5月、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正され、事故炉の廃炉を行う東電ホールディングスは、毎年度、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てることとなった。
- 積立ての原資は、東電グループ全体での経営合理化により捻出することとされており、来年3月末までに今年度の積立額が決まる予定。



廃炉資金の安定的な確保（送配電事業の合理化分の充当）

- 1 F の廃炉資金を安定的に確保するため、送配電事業を営む東電パワーグリッドの合理化分を確実に 1 F 廃炉に充てられるようにするべく、本年10月、電気事業会計規則が改正された。
- これにより、送配電事業の合理化分を原資として、毎年度、東電パワーグリッドが廃炉資金の積立てを行う東電ホールディングスに対して支払う「廃炉等負担金」は、託送収支の事後評価において費用として扱われることとなった（＝超過利潤の対象外）。
- なお、超過利潤の対象外となる「廃炉等負担金」は料金原価に算入されないため、その額が増加することにより将来的に託送料金が上昇することはない。

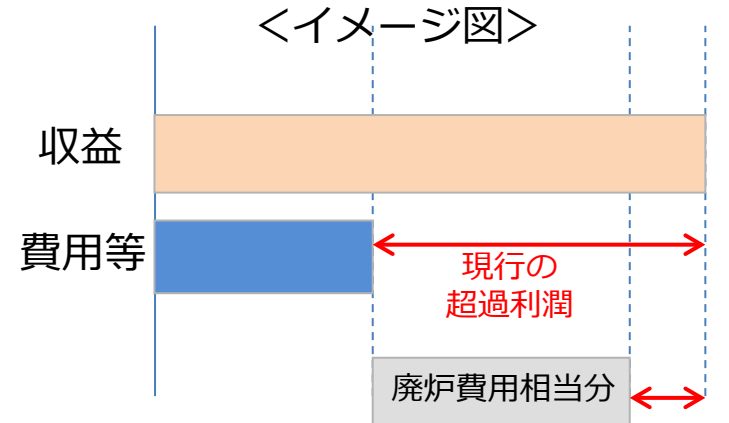
<具体的対応>

①ストック管理との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、超過利潤と扱われないようにするために、費用側に整理して取り扱われるような制度的措置を講じる。

②乖離率との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、実績単価の費用の内数として扱われるようにする制度的措置を講じる。



新たな考えに基づく超過利潤

「超過利潤」≡
営業収益 - 営業費用 - 事業報酬額

(参考) 値下げ機会の確保

- 送配電事業の合理化分を1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電パワーグリッドの託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応する。

<課題>

合理化分の1 F 廃炉資金への充当を認めた場合、当分の間、東電P Gの超過利潤・乖離率が値下げ命令の基準値に達することが事実上なくなり、値下げ命令の検討を行う機会がなくなる可能性がある。

このため、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないことがないよう、別途の評価方法を定めることで、一定の場合に合理化分が託送料金の値下げ原資として適切に還元されるようにすることが必要。



<対応案>

東電P G自体の超過利潤・乖離率の代わりに、他の一般送配電事業者の効率化達成状況によって判断する。例えば、他の一般送配電事業者の平均乖離率が一定の基準を超えている場合、あるいは他の一般送配電事業者の多くが経営効率化に伴う託送料金の値下げ届出を行った場合には、「東電P Gも同様の経営効率化により値下げを行い得る状況にある」と判断し、ヒアリングを行った上で、必要に応じて値下げ命令を出す。

(参考) 東電P Gの過大な負担の回避

- 送配電事業の合理化分を1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電グループ全体の中で東電P Gの負担が過大なものにならないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応する。

<課題>

東電P Gの合理化分は、「東電グループ全体での不断の努力の一環で東電P Gも応分の負担をすべき」という考えの下に1 F 廃炉資金に充てられることとなる。しかしながら、東電グループ全体の取組が不十分な中で、例えば廃炉資金の大部分が東電P Gの合理化分由来する等、過大な負担が生じる可能性がある。



<対応案>

東電グループ内での負担の公平性を確保する観点から、託送収支の事後評価においては、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適當な分担となっていないかどうかを確認する。

※グループ各社の負担の程度を比較するに当たっては、1 F 廃炉資金への寄与分のみならず、例えば東電ホールディングスの企業価値の向上への寄与分等を総合的に考慮する。

(参考) 貫徹小委における御議論

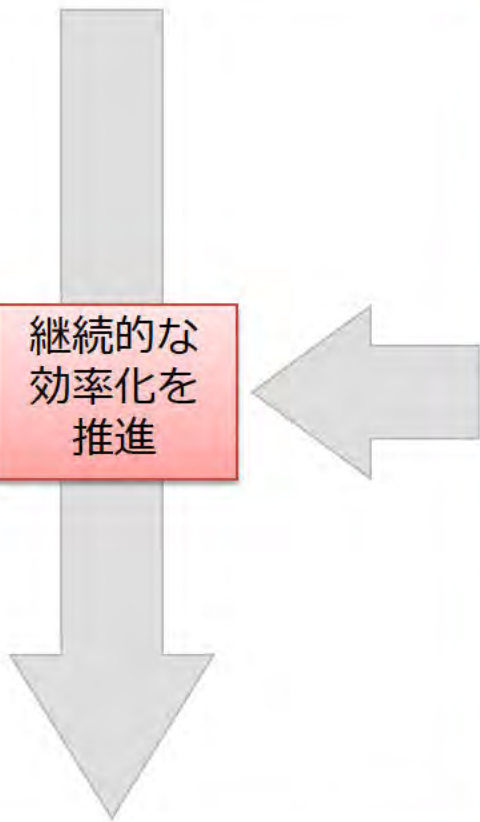
合理化分を1F廃炉費用に充てる際の留意点について

- この託送収支で合理化されて、利潤が出た分を賠償に回せば（略）例えば安全面への投資、こういったところへのコストの配慮というのが欠けてしまわないだろうかといったところが若干、若干ではないですね、非常に大きな懸念材料としてあります。（略）合理化が進んで利潤が生まれた部分が賠償金に回るということについては、個人的な感情としては負担やむなしと思ってはいるんですね。選択の余地はなかったとはいえども、福島原発で発電された電力を享受していたわけですから、これを負担するのは仕方がないというような。ただ、（略）やはりこちらの事後評価について、ルールと審査プロセスというのについては透明性というのがきちんと確保されていないと、ここは納得感が得られないところだと思います。（第3回WG 村松委員）
- 一つは、そういう仕組みをつくったときにパワーグリッドにどんどん1Fのコストをかけさせればよいということがないように、東電グループ全体できちっと対応すること。決してここだけにしわ寄せがいくことがないようにチェックしなければいけないと思います。それから、もう一つは、1Fの対応が原価として認められたら、全国的には託送料金が合理化によってどんどん下がっているのに、東京電力管内だけ高止まりするということがあってはいけないと思いますので、他地域に比べての乖離に一定の歯止めをかけなきゃいけないとも思います。（第3回WG 圓尾委員）
- 対応案、これは他の一般送配電事業者との比較、ベンチマークという形で使って、東電の値下げ要請をするかどうかというようなご判断なんだと思うんですけども、（略）事業環境の変化によって、一律託送事業者全体としてコスト削減ができる部分と、東電固有の努力の部分といったものを分けることができるのでしょうか。ここでおっしゃっているのは、ほかの事業者さんも下げているんだから、東電の努力分だけじゃないと、ほかが下げた分は値下げに回しましょうというお話なんだと思うんですね。（第4回WG 村松委員）
- もっともな提案だと思いますが、僕はちょっと心配しています。これは東電の側から見ると、とても美しい絵が描いてあるというか、他の会社よりももっと頑張った分は賠償に回しましょうというのは、確かにもっとも。でも、東電ができる合理化を基準にすると、これが意味することは、他の電力会社は十分に頑張っていないということですよ。そうすると、他の電力会社も、合理的なというか、やり得ることを全部やるべしというようなことを言うのであれば、ほとんど賠償に回せる分はないことにならないだろうか。いずれにせよ、この点、留意が必要だというのはとてもよくわかりましたが、実際のやり方は、少し柔軟性を持ってやっていただければと思いました。（第4回WG 松村委員）

2. 託送収支の事後評価

- 電力小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進すべく、本委員会が**定期的（原則3年ごと）に公開の場で事後評価**を行う。

2015年12月 全一般送配電事業者の今年度以降の託送料金を認可



継続的な
効率化を
推進

○本委員会による定期的な事後評価（今年度決算から開始）

-超過利潤累積額や想定原価と実績単価の乖離率の確認に加え、料金審査専門会合で定期的に託送収支や効率化の取組を評価。

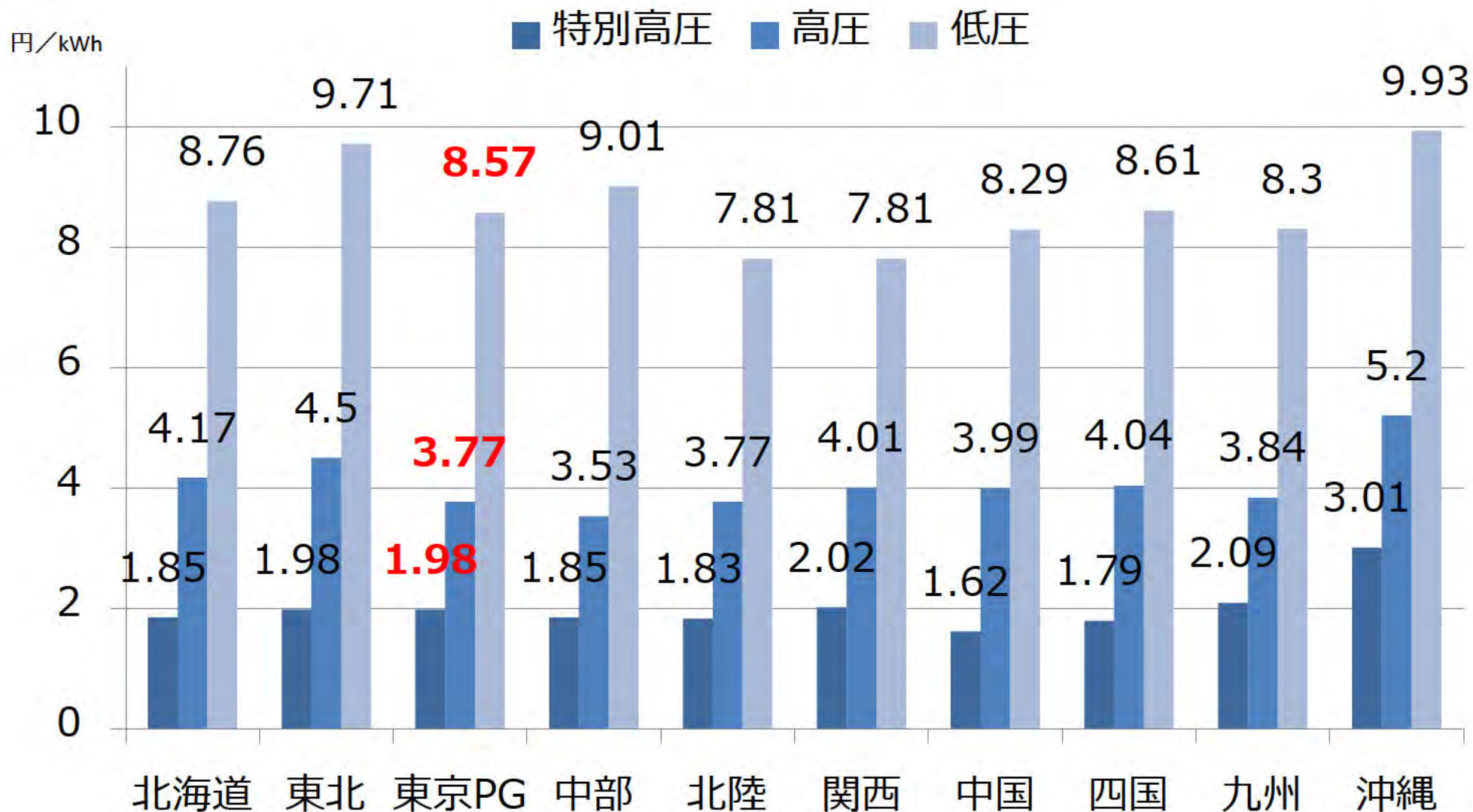
（評価項目の例）

- 全体的な効率化の取組状況
- 託送収支（収益・費用）の増減の詳細な要因分析
- 代表的な設備に係る調達価格水準
- 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- 効率化に向けた具体的な取組の目標（競争入札比率、仕様・設計の汎用化・標準化等）

○評価結果を踏まえた対応

-各社の取組状況を踏まえ、料金審査専門会合等での審議周期を柔軟に検討。
-先進的な取組については、他社への共有を促進。
-より効果的なインセンティブ付与の仕組みを検討。

(参考) 各社の託送料金単価



値下げ命令の判断基準① -想定単価と実績単価の乖離率-

- 料金認可時の想定単価（想定原価÷想定需要量）と実績単価（実績費用÷実績需要量）との乖離率が▲5%を超える場合、①事業者に対して現行託送料金水準の妥当性の説明を求め、②説明に合理性が認められないと判断した場合、託送料金の値下げを要請する。
- 翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合、経済産業大臣は、当該事業者に対し、料金を変更するよう命じることとなる。

➤ 乖離率 (%) = ((実績単価/想定単価) - 1) × 100
 ➤ 一定の比率：マイナス5%

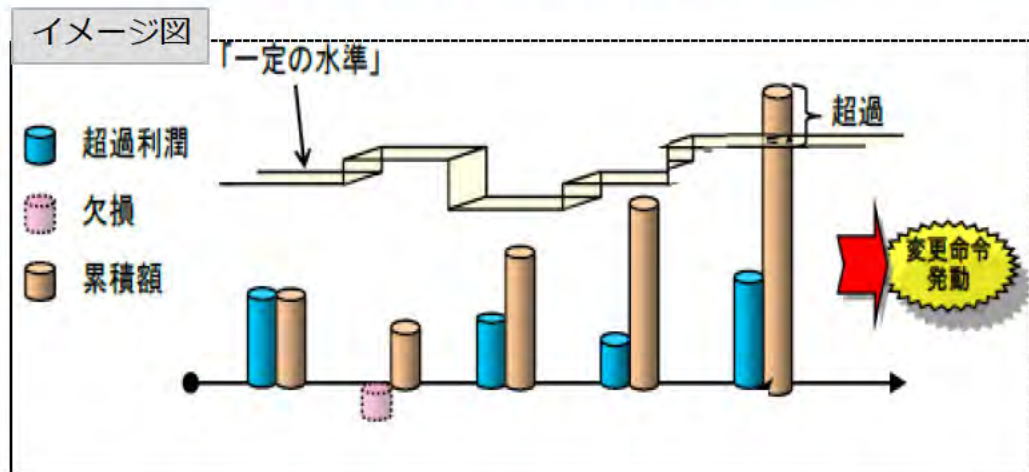
各電力会社の託送収支における乖離率の推移

▲ = 実績が想定を下回る状態

| | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 2016年度 | 3.02% | 3.46% | 2.55% | 2.11% | - ※ | 1.44% | - ※ | 5.82% | ▲0.39% | - ※ |
| 2015年度 | 2.69% | 0.86% | 2.53% | - | 2.91% | 2.45% | 1.56% | 2.53% | ▲1.36% | 0.46% |
| 2014年度 | ▲1.57% | ▲0.29% | 4.35% | 3.96% | 3.44% | 0.23% | ▲1.31% | 2.18% | ▲1.88% | ▲3.39% |
| 2013年度 | 3.99% | ▲2.65% | ▲2.24% | 2.22% | 2.69% | 2.83% | 2.13% | 1.19% | ▲5.64% | ▲3.99% |
| 2012年度 | 4.78% | ▲1.87% | 3.28% | 1.93% | 6.33% | 3.14% | 2.68% | 2.64% | 1.57% | 1.55% |

値下げ命令の判断基準② -超過利潤のストック管理-

- 託送収支において生じた超過利潤※または欠損額について、毎年度の累積額を管理し、当該累積額が「一定の水準」を超過した場合、経済産業大臣は、事業者に対し、料金を変更するよう命じることとなる。



「超過利潤」
 ≡ 営業損益 - 事業報酬額

「一定の水準」
 ≡ 送配電部門の固定資産の平均帳簿価額
 × 事業報酬率

各電力会社の超過利潤累積管理額（2016年度）

（単位：億円）

| | | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸※ | 関西 | 中国※ | 四国 | 九州 | 沖縄※ |
|---------------|---------|------|------|-------|------|-----|------|------|------|-----|-----|
| 一定の水準額 | | 171 | 471 | 1,278 | 584 | 79 | 659 | 177 | 129 | 478 | 38 |
| 超過利潤累積額 | 2016年度末 | ▲138 | ▲200 | 300 | ▲409 | ▲7 | ▲171 | ▲209 | ▲173 | 285 | ▲37 |
| | 2015年度末 | ▲95 | ▲42 | ▲261 | ▲367 | 0 | ▲215 | 0 | ▲30 | 160 | 0 |
| 超過利潤額 (単年) | 2016年度 | ▲43 | ▲159 | 561 | ▲42 | ▲7 | 44 | ▲209 | ▲143 | 124 | ▲37 |

※2015年の料金審査で原価洗替えを行ったため、累積額リセット

3. 東電 P G の託送収支の新たな評価基準

新たな評価基準の策定に当たっての基本的考え方

- 東京電力は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染に必要な資金を捻出するため、非連続な経営改革に取り組んでいる。こうした中で、廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、東電 P G は、送配電事業の合理化分の廃炉資金への充当が認められた。
- 他方、これにより託送料金の値下げ機会が不当に損なわれ、東電 P G の託送料金が高止まりすることのないよう、その託送収支の事後評価に当たっては、現行の料金値下げ命令の判断基準を踏まえ、以下の新たな評価基準を策定することとしてはどうか。
 - ① 現行の判断基準（単年度の乖離率及びストック管理）に比べて厳格な基準値
 - ② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標
 - ③ 東電グループ他社（東電 F P 及び東電 E P）の資金負担との比較指標
- なお、新たな評価基準に基づく具体的な評価に当たっては、東京電力は、グループ全体として、廃炉のみならず、賠償や除染等に必要な資金の確保が求められていることを踏まえ、料金値下げ命令の必要性を判断する必要がある。
- 今回策定する新たな評価基準については、東電の経営を取り巻く事業環境や、託送料金制度を含めた電気事業制度の在り方の変化に伴い、必要に応じ、見直しを行っていくこととしてはどうか。

新たな判断基準① 値下げ命令の基準値

- 託送収支の事後評価（料金変更命令）の基準は、託送料金認可後の料金水準の妥当性を評価するものであり、事業者の経営効率化インセンティブを損なわないよう、一定の範囲で事業者が利益を留保することが認められている。
- 他方、通常の経営効率化を超えた合理化分の1 F 廃炉への資金の充当が認められた東電PGについて、他の事業者と同様の経営効率化インセンティブへの配慮は不要であることから、料金変更命令の判断基準は、他の一般送配電事業者と同じ水準ではなく、より厳格な水準としてはどうか。
- 具体的には、安定的な廃炉資金の確保への貢献という観点と、必要な廃炉資金を上回る合理化がなされた場合の託送料金の高止まり防止という観点から、
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率（▲5%）については、現行の▲5%と、制度設計当時、最も厳格な水準と考えられた▲1%との中間値である▲3%に、
 - ② 超過利潤のストック管理基準（固定資産×事業報酬率以内）は、乖離幅の引き下げ率に倣い、「固定資産×事業報酬率×3/5以内」に、それぞれ引き下げることはどうか。

(参考)乖離率 (一定の比率) の設定における論点

論点：一定の比率の設定 (2/2)

2

検討の前提

第7回制度設計WGにおいて、委員から「事務局より提示した表を見ると、1%ぐらいが適当に見えるかもしれないが、1%だったら、余りインセンティブにならない」旨のご指摘をいただいている。

他方で、今回導入する事後評価の仕組みについて、国内の他の規制産業で参考となる仕組みも確認できなかった。

以上を踏まえると、一定の比率を設定するに当たっては、以下のようなメリット・デメリットを考慮した上で決定してはどうか。

案1：比率を小さく

案2：比率を大きく

一定の比率

0%

マイナス ●%

メリット

託送料金の水準とのズレが小さく、託送利用者の納得感が得られ易い。

事業者の効率化インセンティブを阻害するおそれは小さくなる。

デメリット

事業者の効率化インセンティブを阻害するおそれがある（頻繁な料金改定を嫌って、効率化を手控えるおそれがある）。

託送料金の水準とのズレが大きくても、託送料金原価に反映されない可能性があるため、託送利用者の納得感が得られ難い。

- 一定の比率として「マイナス●%」と設定し、これを超えたとしても、STEP 2（事業者による説明）において、一定の比率を超過した理由や今後の事業の見通しに係る事業者の説明を確認した上で、STEP 3（託送料金の値下げの要請）に進むかを判断することとしている。
- また、事業者が算定する乖離率については、原価とのズレを確認するとの目的を踏まえ、他律的要因（託送料金算定では想定しない猛暑による実績需要量の増加等）の影響を除いて算定（補正）してはどうか。

(参考)乖離率 (一定の比率) に関する議論

2014.7.30 (第7回制度設計WG)

事後評価については、9ページに計算したものが出ているが(注:下表)、これだけを見ると、非常に違和感のある数字なのですが、1%程度のマイナスもしくはプラスという数字が出ている。察するに、3.11の後は非常に電力需要が落ち込んでしまったので、コストを割り返す分母が小さくなったから想定よりも単価が上がったということだと思う。届出料金が導入された後の2000年代前半から半ばぐらいの数値を同じように計算すると、恐らく10%を超えるマイナスが出ていたと思うので、状況によってかなり大きく変化する。プラスマイナスとも乖離が大きくならないように料金をコントロールすべき、という意見がいくつかあったが、届出料金の導入によって、一般企業と比べたら十分ではないかもしれないが、それでも、それなりのコスト削減のインセンティブが実際働いてきたというのが、電力各社を分析していて2000年以降感じたことではある。

9ページの表を見ると1%ぐらいが適当に見えるかもしれないが、1%だったら、余りインセンティブにならないと思う。それでは何%が良いかと言われると、学問的なものがないのでなんとも言えないが、そういう視点は必要と思っている。(圓尾委員)

【参考】想定単価と実績単価の乖離率(%)

| | | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|--------|-------------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成24年度 | 乖離率(単価) | 4.78% | -1.87% | 3.28% | 1.93% | 6.33% | 3.14% | 2.68% | 2.64% | 1.57% | 1.55% |
| | 【参考】乖離率(費用) | -0.05% | -8.83% | -0.18% | -4.88% | 3.93% | -2.82% | -4.27% | -4.05% | -3.28% | -1.43% |
| 平成23年度 | 乖離率(単価) | 2.52% | 6.32% | -1.51% | 2.50% | 0.77% | 3.44% | 0.77% | 3.05% | 3.32% | 1.60% |
| | 【参考】乖離率(費用) | 0.72% | -4.30% | -10.84% | -3.27% | 1.39% | 0.66% | -3.50% | -0.12% | 0.38% | 0.41% |
| 平成22年度 | 乖離率(単価) | 1.19% | 2.81% | -0.54% | 4.94% | 0.89% | 1.07% | -0.86% | 2.00% | 0.92% | 0.86% |
| | 【参考】乖離率(費用) | -0.25% | 1.40% | -1.46% | 1.20% | 3.77% | 1.61% | -1.66% | 1.13% | 0.44% | 0.76% |
| 平成21年度 | 乖離率(単価) | 2.39% | 5.82% | 3.14% | 8.97% | 2.10% | 5.67% | 4.81% | 5.39% | 7.20% | -0.39% |
| | 【参考】乖離率(費用) | -1.89% | -0.66% | -3.10% | -1.65% | -3.41% | -0.79% | -3.79% | -1.25% | 1.39% | -1.03% |

(注1)乖離率(単価) = (実績費用 / 需要実績) / (想定原価 / 想定需要) - 1

(注2)乖離率(費用) = 実績費用 / 想定原価 - 1

新たな判断基準② 他の一般送配電事業者との比較

- 東電 P G は、通常の経営効率化を超えた合理化を行うことをもって、合理化分の廃炉資金への充当を認められている。
- 他方、他の事業者が通常の経営効率化で料金値下げを行える状況であれば、東電 P G は、合理化分を廃炉に必要な資金に充てる中においても、他の事業者と同程度の値下げ原資を有していると考えられる。
- このため、以下のいずれかに該当すれば、各事業者の基準超過あるいは料金値下げの背景・理由を確認し、全体として構造的要因によると判断されるときは、東電 P G に対して料金値下げを求めることとしてはどうか。
 - ①他の一般送配電事業者の1/3（3社）が託送料金を値下げ
 - ②他の一般送配電事業者の過半（5社）の乖離率が▲5%を超過

【再掲】各電力会社の託送収支における乖離率の推移

▲ = 実績が想定を下回る状態

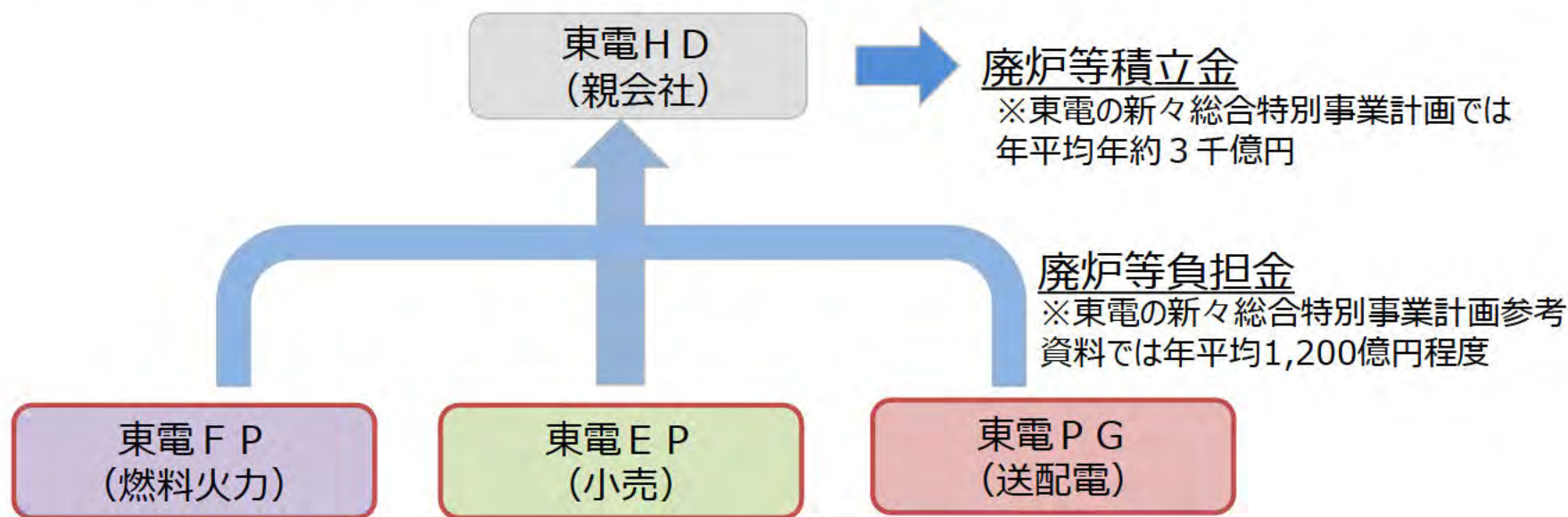
| | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 2016年度 | 3.02% | 3.46% | 2.55% | 2.11% | - ※ | 1.44% | - ※ | 5.82% | ▲0.39% | - ※ |
| 2015年度 | 2.69% | 0.86% | 2.53% | - | 2.91% | 2.45% | 1.56% | 2.53% | ▲1.36% | 0.46% |
| 2014年度 | ▲1.57% | ▲0.29% | 4.35% | 3.96% | 3.44% | 0.23% | ▲1.31% | 2.18% | ▲1.88% | ▲3.39% |
| 2013年度 | 3.99% | ▲2.65% | ▲2.24% | 2.22% | 2.69% | 2.83% | 2.13% | 1.19% | ▲5.64% | ▲3.99% |
| 2012年度 | 4.78% | ▲1.87% | 3.28% | 1.93% | 6.33% | 3.14% | 2.68% | 2.64% | 1.57% | 1.55% |

乖離率による評価は2015年度分から実施

※原価算定期間内のため、評価対象外

新たな判断基準③ 東電P Gの負担指標（廃炉等負担金比率）

- 1 Fの廃炉等に必要な資金については、東電P Gのみならず、「東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていく」こととされている（福島復興指針）。
- これを踏まえ、東電P Gの負担を判断する指標としては、廃炉等負担金が、東電グループ全体として負担する廃炉等積立金に占める比率を用いることとしてはどうか。



● 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（2016年12月閣議決定）

「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」

新たな判断基準③ 他社の負担との比較指標（有形固定資産比率）

- 東電P Gの負担については、東電グループ全体の中で過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考にグループ他社（東電F P、東電E P）との負担の程度を比較し、「著しく不適當」な分担となっていないかどうかを確認することとされている（貫徹小委中間とりまとめ）。
- 「著しく不適當」であると判断するためには、各社の収益性に照らし、東電P Gの負担が許容できない程度か否かを見ていくことが一案であるが、自由化が進展する中で、今後、各社の収益性がどのように推移するかを見通すことは困難である。

※一般論として、規制料金の下にある東電P Gの収益性は、グループ他社に比べて相対的に低くなると考えられる。

- このため、収益性だけではなく、相当の予見可能性を有し、かつ、各社の事業規模を一定程度反映した収益の源泉と考えられる有形固定資産を比較指標とし、東電P Gの廃炉等負担金比率の上限を同社の有形固定資産比率とすることを基本としてはどうか。

※2016年度の東電P Gの有形固定資産比率は約0.6

● 電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ（2017年2月）

「東電グループ全体の中で東電P Gの負担が過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適當な分担となっていないかどうかを確認するといった措置を併せて講ずる必要がある。」

新たな判断基準③ 収益性の考慮（1）

- 有形固定資産比率を基本とする東電 P G の負担の上限については、グループ他社の収益性を考慮し、その多寡に応じて変動させることとしてはどうか。
- 例えば、グループ他社が多額の利益を計上しているときは、東電 P G の負担の上限を有形固定資産比率より引き下げることが妥当と考えられる。他方、グループ他社の利益が少ないときは、廃炉の着実な実施を図る観点から、東電 P G の負担の上限を有形固定資産比率より引き上げる必要がある。
- このため、廃炉等積立金の額を基準として、グループ他社がこれを上回る経常利益を計上しているときは東電 P G の負担上限を一定程度差し引く一方、経常利益が廃炉等積立金の額を下回るときは負担上限を一定程度引き上げることとしてはどうか。
- 具体的には、グループ他社の経常利益が廃炉等積立金の額と同額であるときは、東電 P G の負担上限を有形固定資産比率としつつ、グループ他社の経常利益がゼロのときに東電 P G の負担上限が 1 となるよう、上限を設定してはどうか。



新たな判断基準③ 収益性の考慮（２）

- 前記の考え方を踏まえると、グループ他社の収益性を考慮した東電 P G の廃炉等負担金の上限は、以下の形で表される。

$$\text{廃炉等負担金} \leq \text{廃炉等積立金} - \text{他社経常利益} \times (1 - \text{P G有形固定資産比率})$$

- このとき、毎年度の廃炉等負担金の額は、東電 P G の収益状況や廃炉等積立金の額により変動すると見込まれることから、単年度で指標を比較するのではなく、原価算定期間に相当する 3 年間の平均値を用いることとしてはどうか。
- その上で、廃炉等負担金の額が上記基準を超過した場合、その背景・理由を確認し、構造的要因によると判断されるときは、東電 P G に対して料金値下げを求めることとしてはどうか。